

番 号：諮問第163号

答申日：平成31年3月20日

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年7月1日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求について対象公文書を特定できなかったため、補正通知2度を送付し、異議申立人の補正により、本件開示請求の対象公文書を特定した。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年8月19日付け海建用第07010004号で異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成27年8月22日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成 13 年公図訂正が適正に行われたとする県の立場からすると、「作成又は取得していないため」の理由による本件処分は、矛盾するので取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 無番地を通過する県道敷や外字を通過する県道敷の地積測量図がない限り、旧公図無番地に地番をつけて登記はできない。
- (2) 無番地に工事している県道敷が登記されるためには無番地の地積測量図又は払下げを受け新地番を起こした上で地積測量図を作製し、登記すべきであった。
- (3) それを怠った県は、別土地を登記しただけであって、〇〇〇番台を付けた地積測量図と無番地を通過する実際の県道を同一視することはできない。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

実施機関では、昭和 40 年代に、県道船戸海南線の道路改良工事に必要な用地取得を行っているが、異議申立人の主張する無番地の買収は行っていない。また、字東山田から字東垣内に至る区間では、字北原の地番の買収も行っておらず、該当する地積測量図は作成していない。

異議申立人には、これまでも県道船戸海南線の和歌山市上三毛字東山田地内における県道敷地は、昭和 40 年代に県が取得した〇〇〇－〇〇等の土地であり、字東山田地区の公図混乱の一因が取得当時に公図訂正の申し出を行わず、現地と合わない公図の状態に分筆登記したため、さらに公図が乱れてしまったという県道の分筆登記にあることから、県が平成 13 年に公図訂正の申し出を行ったことを説明している。しかし、異議申立人は当該説明を聞いた上でも、なお県道は訂正前の公図の無番地部分と字北原を通過していると繰り返し主張している。これらの経緯から、異議申立人は字東山田無番地の県道敷地の地積測量図及び字北原地番のある県道敷地の地籍測量図を請求していることが明らかであった。

よって、「作成又は取得していないため」との理由により、非開示決定を行った。

なお、工事関係の図面の保存期間は、交付金を受けた事業については原則 10 年、県費のみで行う事業については原則 5 年であり、昭和 40 年代当時の文書編さん保

存規程（昭和 42 年和歌山県訓令第 20 号）においても、現在と同様の保存期間であったことが確認できる。

第 5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第 1 条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関の説明から、異議申立人は字東山田無番地の県道敷地の地積測量図及び字北原地番のある県道敷地の地籍測量図を求めていると認められる。

実施機関の説明によると、当時県道船戸海南線の道路改良工事に必要な用地取得を行っているが、異議申立人の主張する無番地や字北原の地番の買収は行っておらず、該当する地積測量図は作成していないとのことであり、実施機関の説明に特段不合理な点はない。

なお、昭和 40 年代に行われた字東山田の用地取得の際に作成された図面は、保存期間経過により廃棄されていると認めるのが相当である。

よって、実施機関が「作成又は取得していないため」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成27年8月26日	○諮問（実施機関）
平成27年9月15日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年9月28日	○異議申立人からの意見書を受理
平成29年3月16日	○審議
平成29年4月25日	○審議
平成30年5月29日	○審議
平成30年6月8日	○実施機関からの資料を受理
平成30年8月16日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成30年8月30日	○異議申立人からの意見の聴取
平成31年2月12日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 27 年 7 月 1 日	和歌山土木事務所作成（昭和 40 年代）東山田〇〇〇番台地番を分筆して登記した地積測量図が全て県道敷であることが平成 13 年当時証明できる公文書原本開示。
平成 27 年 7 月 25 日	県道船戸海南線の内、上三毛字東山田〇〇〇-〇〇西側無番地～〇〇〇-〇東側二線無番地と〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇西側無番地を通過する部分更に別字北原に入り、北原を西に抜け、西側別字東垣内〇〇〇番〇に繋ぐ部分の地積測量図について（無番地の測量図と字北原地番のある測量図原本開示。